

議案第30号

大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

## 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田原市国民健康保険条例（昭和34年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「大田原市が行う国民健康保険の事務」を「総則」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

### 第1章 総則

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「大田原市（以下「本市」という。）」を「本市」に改める。

第5条第1号中「聞いて定める者」を「聴いて定めるもの」に、同条第2号中「ない者」を「ないもの」に改める。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の大田原市国民健康保険条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者の出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者の出産育児一時金については、なお従前の例による。